

# 平成30年度予算見積調書

課室名：財務課

担当名：施設企画担当、教育課程担当

内線：6648

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業
B13	誰もが学び活動できる教育環境整備推進事業			一般会計	教育費	高等学校費	学校建設費	県立高等学校エレベーター等設置費
事業期間	平成29年度～平成38年度	根拠法令	なし			宣言項目	06 次代を担う人財育成	
						分野施策	030622 質の高い学校教育の推進	
1 事業概要 平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、学校においても個々の障害の種類・程度に応じた施設のバリアフリー化が求められている。 歩行に障害のある生徒が進学先の高校を広く選択できる環境を早期に整備するため、エレベーターを整備を加速する。 また、エレベーターの設置と同時に、スロープ、車いす用トイレなどを設置し、普通教室棟や特別教室棟など校舎内を円滑に移動できる環境を整備する。 (1) エレベーター設置 411,524千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア エレベーター設置等のバリアフリー化 411,524千円  (2) 事業計画 ア 地域性や学科などの観点を考慮し、真に地域バランスのとれたエレベーター整備を進める。 イ また、バランスのとれた配置をできる限り早期に実現するため、一定期間、エレベーターの整備数を増加する。(向こう9年間：年3校) ウ エレベーターの設置と同時にスロープ、車いす用トイレ、段差の解消などを含め、普通教室棟や特別教室棟など校舎内を円滑に移動できる環境整備を進める。 エ 整備スケジュール (ア) 平成30～37年度 設計 3校、設置工事 3校、バリアフリー工事3校 (イ) 平成38年度 設置工事 3校、バリアフリー工事3校 (加速した整備の終了)  (3) 事業効果 県内のどこに居住していても、エレベーター等バリアフリー化された県立高校を進学先に選択できる可能性が高まる。 また、異なる階の移動にエレベーターを使うことで、周囲の教員や生徒等の負担が減り、事故の危険や障害のある生徒の心理的負担を大幅に軽減することができる。				
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 地域活性化事業債(286,000千円)の元利償還金の30%が後年度基準財政需要額に算入される。								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円								
				財 源 内 訳				
予算額		県 債					一般財源	前年との対比
決定額	411,524	409,000					2,524	283,597
前年額	127,927	125,000					2,927	